

第9章 ロシア

内国民待遇

(1) 廃車税の導入

<措置の概要>

ロシア政府は、2012年9月、WTO加盟（2012年8月22日）に伴い自動車輸入関税を削減する一方で、「製造及び消費廃棄物に関する連邦法」を改正し自動車に対する廃車税（リサイクル税）を導入した。自動車廃棄物の適正な処理により環境を保護することが目的とされている。

廃車税の支払い義務を負う者は、ロシアに車両（通常の乗用車だけでなく、電気自動車、オフロードダンプトラック、特殊目的車両を含む）を輸入する者、ロシア国内で車両の生産を行う者である。廃車税の額は、基本税率及び自動車の種類、排気量、製造年等に応じて設定される係数に基づいて算出される。これによれば、中古車（出荷日から3年以上が経過した自動車）には新車に比し高率の係数が規定されている。

廃棄物の安全処理義務を引き受け、自らの負担において (i) 廃車の引取り拠点を設けること、(ii) 引取り拠点から廃棄場までの運送を確保すること、(iii) 廃棄物処理のライセンスを有する者を採用すること、(iv) 廃車の引取り拠点に関する情報を公表すること等を行う生産者は廃車税の支払を免除される。但し、免除登録の要件として、ロシア国内で登録された法人であることや、一部の車種についてはカザフスタン及びベラルーシとの関税同盟の領域内で製造されたフレームや

シャーシ、キャビン等を使用した自動車を生産している生産者であること等が要件となっている。また、関税同盟諸国（カザフスタン及びベラルーシ）からの輸入車については廃車税が適用されない。

<国際ルール上の問題点>

廃車税免除の余地を国産車のみ認め、輸出車への免除の可能性が排除されている点は、税に関する国内産品と輸入産品の無差別性を定める内国民待遇義務（GATT 3条2項）に違反する可能性がある。また、関税同盟領域内製のフレームやシャーシ、キャビン等を含む自動車を生産している生産者であることも一部車種の廃車税免除のための登録要件となっているが、この要件は、カザフスタン、ベラルーシ以外からの輸入品の購入に対するディスインセンティブを生じさせ、関税同盟領域内であるカザフスタン及びベラルーシ産品に有利な待遇を与えることから、GATT 第1条1項の最恵国待遇義務に違反する可能性がある。

また、中古車に対する高額の税負担は、例えばある特定国からは専ら中古車を輸入している場合等には、当該国に対する事実上の差別として最恵国待遇ないし内国民待遇違反の疑いが生じる可能性がある。

<最近の動き>

ロシアによる廃車税導入の動きに対し我が国は、2012年6月、枝野経済産業大臣（当時）よりペロウソフ経済発展大臣に対し懸念を表明するな

ど当初から一貫して懸念の表明を行っている。同年9月には、APEC閣僚級会合において、枝野大臣よりシュヴァロフ・ロシア第一副首相に対し廃車税制度の内外差別に対する懸念を表明し、WTO整合的に運用することを要請した。また、同年10月、貿易経済日露政府間委員会・貿易投資分科会においても本件を取り上げ、後日大使館経由でも日本側要望事項を申し入れるとともに、同年11月の日露政府間委員会においては玄葉外務大臣（当時）よりラフマノフ産業商務省次官に対して内外差別的な対応についての懸念を表明した。また、制度の詳細や運用実態を把握するため、在京ロシア大使に対する情報提供要請や、ロシア産業省、経済発展省との意見交換を実施するなど、本件の解決に向けロシア側との協議を行っている。

上記のような二国間での働きかけに加え、WTOにおいては、2012年11月、WTO物品理事会において米国・EUとともに懸念を表明した。特にEUは、ロシアのWTO加盟に際して廃車税が輸入車を差別するおそれがあるとして懸念を表明するなど高い関心を有しており、その後もEUロシア首脳協議で取り上げるなどハイレベルで二国間の働きかけを実施している。

今後、ロシア政府との各種チャネルによる協議を継続し、制度や運用の詳細情報を求めるとともに、付随的な関連規則の策定や制度見直しの動向も注視していく必要がある。同時に、二国間のみならずWTOの場において、米欧等とも連携しつつ措置是正の働きかけを継続する。

(2) 私的録音録画補償金制度

<措置の概要>

2010年10月、ロシア政府は著作物の私的複製に対する補償を目的として私的録音録画補償金制度を導入。私的録音録画に関する製品につき、著作権保護団体（Russian Union of Right-Holders：RUR）と製造者または輸入者との契約を通じて補償金を徴収し、著作権者に分配する制度。

課金対象品目はビデオデッキ、録画・再生機能をもつテレビなど音響・映像機器のほか、電話機、パソコン、フラッシュメモリーといったIT関連機器も含まれ、国内製造品については販売価格の1%、輸入製品については通関時価格の1%が著作物の私的複製に関する補償金として課される。

しかしながら、本制度では、そもそも複製機能のない機器（DVDプレーヤー、テレビ、カーオーディオ等）や、著作物の私的複製用途を有しない機器（デジタルスチルカメラ、家庭用ビデオカメラ等）が補償金支払いの対象とされている。さらに、対象機器につき、国内製造品が国内産業分類（OKP）コードによって定められているのに対し、輸入製品はHSコードにより定められており、国内製造品と輸入製品とで対象機器が異なる（HSコード準拠の輸入業者の方が、国内製造者より課金対象機器が多くなる）。

<国際ルール上の問題点>

国内製造品と輸入製品で対象機器が異なる点については、事実上外国企業に不利な制度として内外差別を構成しているおそれがあり、この場合、内国民待遇義務違反（GATT第3条）の可能性がある。私的録音録画補償金制度を定めたロシア連邦民法典1245条の法目的に照らせば課金対象とする必要がないはずの機器が対象とされている点も問題となる可能性がある。

<最近の動き>

2012年6月、枝野経済産業大臣（当時）がペロウソフ・ロシア経済発展大臣に対し、対象機器と運用につき、内外差別の疑義が残るとして懸念を表明。先方は、海外製品を差別するものではないとしつつ、具体的な情報提供を要請した。同月、在京ロシア大使館経由で、経済発展省に対し業界からの要望事項を送付しつつ、必要な改善を申し入れた。引き続き、二国間協議等の場で措置の改善を促していくことが必要であろう。

関税引上げ

自動車等の関税引上げ措置

<措置の概要>

ロシア政府は、2009年1月、自動車・バス・トラック等の輸入関税を9ヶ月間引上げた。例えば、製造後5年以内のガソリン自動車については、当時25%の関税率を30%（製造後3年未満）又は35%（製造後3年以上5年以内）に、製造後5年を超えるガソリン自動車についても、当時の排気量1cc当たり1.4～3.2ユーロの関税基準（排気量により異同）を2.5～5.8ユーロに引き上げた。同措置は、同年10月に9ヶ月間延長され、2010年7月以降は、カザフスタン及びベラルーシとの三国で発足した関税同盟における共通輸入関税率の適用という形式で、事実上、無期限延長された。

また、2009年2月、一部鉄鋼製品について9ヶ月間関税を引上げた。同措置は、同年12月に9ヶ月間延長された。その他、同年11月、外径426ミリメートル以下の耐腐食性パイプ等一部鉄鋼製品について、3年間の特殊関税措置（セーフガード）を課した。

2011年には、ロシア政府内でハイテク製品19品目の関税引上げ措置が一時検討された。

なお、2011年12月に開催されたWTO第8回閣僚会議においてロシアのWTO加盟が決議されたことに伴い、上記関税引上げ措置は是正される見込みである。しかしながら、WTO加盟後も譲許税率の範囲内で実行税率が引き上げている品目（テレビ、デスクトップパソコン）が確認されており、是正が望まれている。

<国際ルール上の問題点>

我が国、ロシアを含むG20各国は、「金融・世界経済に関する首脳会合」を2011年11月に仏国カンヌにおいて開催し、その首脳宣言において、保護主義的措置を是正することに合意した。また、同じく2011年11月に米国ホノルルで開催された

APEC首脳会議における首脳宣言においても、反保護主義について確認されており、ロシア政府の関税引上げ措置は、これら諸合意に明らかに反するものであると同時に、WTOの精神にも反するものである。ロシアはWTOへの加盟に際し、上記のようなWTO非整合な措置を是正する旨を約束しており、今後、ロシアのWTO正式加盟に当たって、早急に是正されることが期待される。また、譲許税率に合わせた税率改正がなされておらず、譲許違反となっている品目（冷蔵庫（関税番号8418.10.2001）等）があり、早急な是正が必要である。

<政府の動き>

2008年11月にロシア首相府の「対外貿易・関税政策における保護措置に関する政府委員会」がロシア政府に外国製自動車の輸入関税引上げを勧告して以来、我が国政府は、在ロシア日本国大使館からの働きかけを含め、ロシア政府に対し同措置実施を再考するよう累次申入れした他、二階経済産業大臣（当時）からロシア連邦経済発展大臣及び産業貿易大臣に対し、「同措置を実施しないことを強く期待する」旨の書簡を発出した。

2009年2月、麻生総理（当時）サハリン訪問時の首脳会談において、麻生総理（当時）からメドヴェージェフ・ロシア大統領に対し、世界的な景気減速の中、保護主義の台頭に警戒しなければならないと述べ、ロシアの一部関税引上げ措置を念頭に懸念を表明した。

同年5月、プーチン首相訪日時会の会談において、麻生総理（当時）からプーチン首相に対し、金融・世界経済に関する首脳会合における首脳宣言にもかかわらずロシア政府が関税引上げ措置を繰り返している点に言及し、保護主義を台頭させてはならないという日本政府の意思を伝えた上で、危機克服に向けたロシアの協力を要請した。

同年11月、APEC閣僚会議時の会談において、直嶋経済産業大臣（当時）からナビウリナ経済発展大臣に対し、自動車等の関税引上げ措置を見直

すよう要請した。

同年12月及び2010年4月の貿易経済に関する日露政府間共同委員会において、岡田外務大臣（当時）からフリステンコ産業貿易大臣（当時）に対し、一連の関税引上げ措置の早期撤廃を要請した。

2011年11月、ホノルルAPEC時の会談において、枝野経済産業大臣からナビウリナ経済発展大臣に対し、自動車関税引上げ措置の早期撤廃とハイテク製品関税引上げ措置実施の再考を要請したところ、先方から、WTO加盟後、自動車関税引上げ措置を撤廃し、ハイテク製品関税引上げを実施しない旨回答を得た。我が国としては、ロシア政府及び関税同盟の今後の動向につき引き続き留意する。

輸出税を巡る措置

丸太輸出税

<措置の概要>

ロシア政府は、2007年2月7日、前年12月に発効したロシア新森林法の追加的措置として、丸太の輸出税引き上げを発表した。これにより、我が国への輸出が多い針葉樹丸太の場合、2007年7月1日にそれまで6.5%であった輸出税率が20%に、2008年4月1日に25%に引き上げられ、さらに引き上げる動きもみられた。

丸太の輸出税の引き上げと同時に、紙・パルプ等の木材製品の輸出税の引き下げ・撤廃措置も導入された。これら一連の措置は、ロシア国内での木材加工産業の発展を目的とし、諸外国からのロシアの木材加工業界への投資促進を図るためのものであった。

本措置については、①当時、世界最大の丸太輸出国（全世界の丸太輸出量の約33%を占める）であるロシアによる措置であること、②本措置の最終税率が実行された場合、丸太輸出禁止措置と同様の効果を持つ恐れがあること、③輸出税の引き

上げが極めて短期間に行われ、ロシアの国内木材加工産業への投資が必ずしも十分に見込めないこと、等から、ロシア材の供給が十分に行われず世界の木材市場へ大きな影響を及ぼすことが懸念された。

このため、本措置の導入以降、我が国やスウェーデン、フィンランド及びバルト諸国等のロシア産丸太の輸入国は様々な機会を通じ、本措置に対する懸念をロシア政府に伝達した。結果的に、さらなる税率の引き上げは行われず、丸太輸出税は25%（又は15ユーロ/立方メートルのいずれか高い額）で据え置かれた。

2012年8月22日ロシアがWTOに加盟し、ロシアから輸出されるヨーロッパトウヒ、ヨーロッパモミ、ヨーロッパアカマツの丸太等に賦課されていた輸出税の一部が変更された。たとえば、一定の輸出割当枠内では、ヨーロッパアカマツについては15%に、ヨーロッパトウヒとヨーロッパモミについては13%に引き下げられた一方、輸出割当超過分については税率を80%（ただし55.2ユーロ/m³を下まわらない）に引き上げられた。

<国際ルール上の問題点>

輸出税引き上げが発表された当時、WTOにロシアは未加盟であり、また、WTO協定上も輸出税に関する明確な規定がないため、本措置に関して国際貿易ルールに基づいて問題提起することは困難な状況にあった。

<最近の動き>

2012年8月22日ロシアがWTOに加盟し、それに伴い一部の針葉樹丸太の輸出税が引き下げられた。

知的財産

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

ロシアでは、知的財産権保護の関連規定を取り

まとめた民法典第4部が2008年から施行されるとともに、ロシア連邦税関局により、税関が行う知的財産権保護のための取締り内容や手続きに関する規定が整備、策定されるなど知的財産権保護に向けた取組が進められている。また、ロシア連邦税関局内では組織再編成が行われており、組織再編による体制強化が期待されているところである。

一方、ロシア政府による様々な取組にもかかわ

らず、2011年に経済産業省で実施した模倣品流通実態調査によれば、ロシア国内において我が国企業の製品の模倣品が流通し、それらの大半が製造コストの低い中国を中心とするアジア諸国から流入していることが指摘されており、今後、知的財産の適切な保護及びTRIPS協定の的確な履行の確保の観点から、制度面・運用面での取組について、引き続き注視していく必要がある。

コラム ロシアのWTO加盟

①加盟交渉の経緯

ロシアのWTO加盟交渉のプロセスは、1993年6月にWTOの前身であるGATTへの加盟を申請し、同年、加盟作業部会（WP）が設立されたことに遡る。その後、1995年7月に第1回WPが開催されて以来、公式WPが30回実施された。ロシアは、2006年7月に開催されたG8サミットの議長国であったことからG8サミット前のWTO加盟を目指していたが、実現には至らなかった。

加盟に際しては、関心を有する全ての既加盟国と二国間交渉を行って承認を得る必要があるが、ロシアは我が国を含む61の既加盟国と二国間交渉を実施した。主要国との間では、EUとは2004年5月に、中国とは同年9月に、韓国とは同年11月にそれぞれ合意に至った。その後、インド、台湾、チリ、NZ、カナダ、スイス、米国等と二国間交渉を終え、最も交渉が難航したグルジアとも2011年11月に終結した。

他方、多国間交渉の場であるWPについては、2008年8月にロシアとグルジアの間で軍事紛争が勃発した影響を受けて一時交渉が中断したことに加え、2009年6月に、ロシアが、カザフスタン、ベラルーシとの3ヶ国で構成される関税同盟としてのWTOへの参加の意思を表明（同関税同盟は2010年1月に発効）したため、WTO内での加盟検討作業が約1年間中断した。

その後、2010年5月にロシアが、関税同盟でのWTO加盟ではなく、同盟3ヶ国がそれぞれ加盟を

目指すことを正式に表明し、関税同盟との関係も含めて、検討作業が再開した。最終的には、2011年12月のWTO定期閣僚会議で加盟が承認されるに至った。2012年7月にはロシア国内での加盟議定書批准手続きが完了し、同年8月22日、ロシアは正式に156番目のWTO加盟国となった。

②主な二国間交渉の概要

(a) 日ロシア交渉

我が国との二国間交渉については、自動車関連の関税がひとつの大きな焦点だった。それまで完成車に25%の輸入関税をかけていたロシアは、WTO加盟に伴う自動車関税引き下げについて、関税を加盟1年目で35%に引き上げ、7年目に15%に引き下げる案を提示していた。これに対し、日本やEUは10%に引き下げるよう要求、国内の自動車産業の育成を図るロシアはこの要求に難色を示していた。2004年に入って進展していた交渉は、2004年11月のAPEC 閣僚会合時に行われた中川経済産業大臣（当時）とグレフ経済発展貿易大臣（当時）の会談において実質合意したことによりさらに加速した。最終的には、2005年2月、自動車輸入関税について、7年かけて25%から15%に引き下げることで合意が成立した。2005年4月に東京で行われた日露貿易経済政府間委員会第7回会合において、両国議長である町村外務大臣（当時）とフリステンコ産業エネルギー大臣（当時）の間で、日露二国間交渉の実質合意を確認した。その後、事務レベルの調整を経て、同年

11月のプーチン大統領（当時）訪日時に、両国首脳立ち会いの下、正式署名が行われた。

(b) 米ロシア交渉

米国との二国間交渉は、米国牛肉の輸入に関わる衛生条件や知的財産権の保護（特に著作権や商標についての規定）について交渉が続いていたが、2006年11月10日、USTRは二国間交渉の大筋合意を発表。同年11月15日から行われたAPEC首脳会合の際の米露大統領首脳会談において、シュワブUSTR代表（当時）とグレフ経済発展貿易大臣（当時）の間で署名が行われた。知的財産権の保護については、ロシアがTRIPS協定に整合させる目的で知財関連法令の法制度整備を進めた一方で、米国はロシアによる映画やソフトウェアの複製、海賊版DVDの販売など運用・執行面での知的財産権の侵害を強く懸念しており、知的財産侵害に対する抑止力を確保すべくサイド・レターを交わした。同レターには、ロシア連邦政府は、WTO加盟前に生じる如何なる国内法及び規則の変更も、TRIPS協定及び知的財産権関連の条約の規定との整合性を損なうものとならないことを確保するとの記載が含まれている。また、米国がロシアによる知的財産権の侵害に対して有効な取り締まり措置の実施を求めてきた結果、加盟議定書では、ロシア政府が今後も引き続き知的財産権侵害物品の取り締まりを強化する旨が表記された。

(c) EUロシア交渉

ロシアは、国営企業（ガスプロム）による国内消費者向け天然ガス価格を生産コストに比べ著しく低く設定しており、天然ガス価格に対する政府の介入の問題を抱えていた。EU、米をはじめ加盟国は、国内価格が輸出価格及び国際市場価格よりも不当に低く設定され、国内下流産業に対する間接的な補助金となりうるとしてこれを懸念。また、国営企業による天然ガスの販売が通常の商業的考慮に則っていないこと、不当に廉価な輸出がアンチダンピング（AD）や相殺関税（CVD）の対象となりうることを指摘した。

最終的には、2004年3月の閣僚会合を経て、同年5月21日にモスクワで行われたEU・ロシアサミットにおいて、二国間合意に達した。同合意では、最大の懸案事項であったエネルギーの二重価格問題については、ロシア国内の産業用ガス価格を段階的に引き上げることで合意した。

③加盟に伴う主な約束内容

(a) 物品市場アクセス

全品目の平均譲許税率を2011年の10.0%（実行税率）から譲許税7.8%に削減。鉱工業品全体（7,955品目）では、10.0%（実行税率）から譲許税6.8%に削減。日本からの主要輸出品目では、乗用車が加盟前30%又は35%から加盟時に25%、さらに加盟後7年で15%まで削減される。携帯電話などIT製品については、現行10%から加盟後3年で0%に削減する（WTO加盟と同時に、ITA（情報技術協定）に加盟予定）。

(b) サービス市場アクセス

WTO区分における155サービス分野のうち、116分野についてサービス市場の自由化を促進、または現状以上に規制を強化しないことを約束。例えば流通サービスについて、WTO加盟時に、卸売、小売り、フランチャイズ分野で100%外資を認める自由化を実施。金融サービスでは、加盟9年後に外国保険会社の支店設立を認可。また、銀行業・証券業では、外国銀行による現地法人および駐在員事務所の設立を認可。ただし、個々の国内銀行への外国資本比率制限を設けない一方、ロシアの金融システム全体に対する外国資本比率は50%に制限することとした。

(c) 知的財産権

TRIPS協定のすべての規定を移行期間なしで適用することを約束。また、著作権によって保護されたコンテンツの違法配信を行うウェブサイトの運営に対する規則、取り締まりを約束。

(d) 貿易関連投資措置

2018年7月1日までに、TRIMs協定等のWTOルールに整合的でない貿易関連投資措置（自動車投資優遇策）を撤廃する。その他の貿易関連投資措置は加盟日から全てWTO条項に従うことを約束。

(e) 輸出税

鉱物燃料、石油、ベースメタル等、700以上の品目について上限を設定。また、MFN原則をはじめとするWTO協定に則って輸出税を適用することを約束。

(f) 政府調達

加盟と同時に政府調達協定（GPA）のオブザーバーとなり、4年以内に加盟交渉を開始することを約束。

(g) エネルギー

天然ガスの二重価格問題に関し、ロシアの天然ガス製造者及び流通者は、コストと利潤に基づいて通常の商業的検討に則って運営することを約束。